新十津川町社会福祉協議会
[事務所]　新十津川町字中央306番地3［みらいえ］
☎ 76･2600　FAX 76･3505

ふれあい

No.255

ふれあいネットワーク

社協会費・赤十字社資にご協力を

地域の福祉のために大切に使わせていただきます

社会福祉協議会一般会費

　社会福祉協議会は、「一人ひとりが安心で幸せな暮らしをみんなで支え合うまちづくり」を目指して活動しています。
　こうした活動は、皆さんからの会費という大切な資源に支えられています。
　会費は地域福祉活動を進めるための貴重な財源として活用されています。
　地域での助け合いの輪を広げていくため、社会福祉協議会の活動にご理解をいただき、会費の納入にご協力くださいますようお願い申し上げます。

会費の額▷　一戸　1千円
納入方法▷　行政区、町内会単位での取りまとめをお願いいたします。

会費で運営されている主な事業

①地域福祉実践活動推進事業（行政区単位の福祉活動支援）
②福祉ボランティア団体助成事業
③給食サービス事業（見守り配食）
④ふれあいサロン事業（セミナーなど）
⑤みんなの食堂開催事業

あなたの優しさを 赤十字に

　日本赤十字社は、世界191の国と地域に広がるネットワークの一員として、国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために幅広い分野で活動しています。
　日本赤十字社の活動資金は、「社員」（会員）から拠出される「社費」（年額500円以上）と、個人や法人などからの寄付金によりまかなわれています。
　新十津川町分区では、5月1日から6月30日までの2カ月間、全戸加入を目標として「日赤社員増強運動」に取り組んでいます。行政区・町内会単位で取りまとめを依頼していますので、ご協力をお願いします。

ふれあいサロン事業～第2弾～

終活セミナー

エンディングノートの基本と応用

参加無料　**予約不要**　**持ち物不要**

日　時：6月24日(水)
　　　　午後1時30分～3時

場　所：みらいえ 多目的ホール

講　師：福田　淳一氏(元北海道新聞編集委員)

内　容

- □ 遺言書との違い
- □ 書き方の注意点
- □ エンディングノートを人生設計に役立てる

シルバーセンター利用しませんか?

シルバーセンターでは、木の剪定や草刈りなど、さまざまな作業を承っています。費用は、時間と人数によるため、まずはご相談ください。(☎76-2600)

費用参考

剪定の場合

- 剪定(¥2,000)3時間×2名=¥12,000
- 清掃(¥1,500)2時間×2名=¥6,000
- 産廃処理・車両借上=¥2,030

合計 ¥20,030

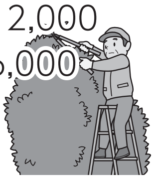

草刈りの場合

- 草刈り(¥2,300)2時間×2名=¥9,200
- 清　掃(¥1,500)1時間×2名=¥3,000

合計 ¥12,200

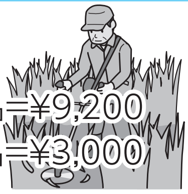

木の剪定、草刈り、
農作業など
シルバーセンターに
お任せください!

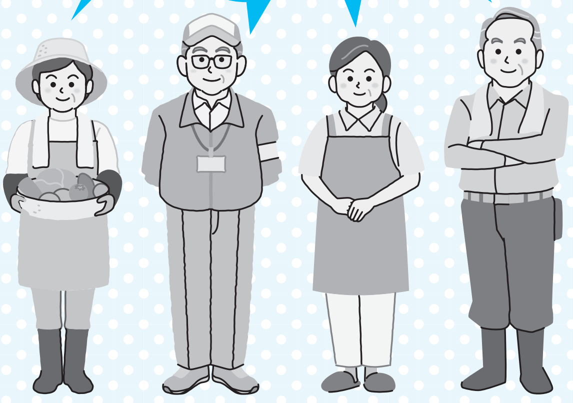

令和8年度
社会福祉協議会事業計画

令和8年度の事業計画と収支予算が、社協理事会・評議員会でそれぞれ原案どおり承認されました。
町とともに策定した「第2期地域福祉計画・実践計画」を基本に、町や関係機関と協働し、地域共生社会づくりを推進します。

基本理念

一人ひとりが安心で幸せな暮らしを、みんなで支えあうまちづくり

① 人づくり　みんなで地域を支える人づくり

福祉教育の推進	・福祉作文コンクール開催事業 ・社協だより発刊事業(広報活動) ・ホームページ運用管理事業
福祉の人材育成	・ボランティア研修会開催事業 ・ボランティアポイント事業(付与・管理) ・介護予防サポーター養成・管理事業 ・社協共募役員等研修事業

② 仕組みづくり　みんなが利用できる仕組みづくり

住民参加・世代間交流	・みらいえ利用促進事業 (ふれあいサロン事業) ・地域サロン活動支援事業 ・社会福祉大会開催事業 ・福祉フェア開催事業(実行委員会) ・共同募金活動支援事業 ・赤い羽根チャリティーカラオケ開催事業 ・福祉ボランティア団体支援事業 ・農村環境改善センター管理事業 ・みんなの食堂開催事業(実行委員会)
生活支援サービスの推進	・給食サービス事業(見守り配食事業) ・介護保険事業(訪問介護) ・障害者総合支援事業(居宅介護・重度訪問介護) ・生活支援コーディネーター活動事業(生活支援体制整備事業)
就労支援体制の整備	・あざれあ工房(地域活動支援センター)運営事業

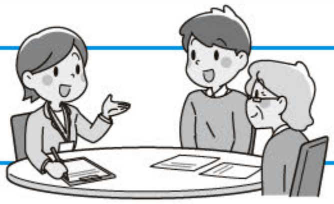

③ 地域づくり　みんなが暮らしやすい地域づくり

交通支援・生活環境の確保	・地域福祉実践活動推進事業
総合相談・支援体制の整備	・介護保険事業(居宅介護支援) ・生活相談及び資金貸付事業 ・生活困窮者に対する安心サポート事業 ・地域包括支援センター事業
人権・権利擁護体制の整備	・日常生活自立支援事業 ・あんしんサポートセンター事業
災害時の避難支援体制の充実	・災害ボランティアセンター設置運営事業
健康・介護予防の推進	・健康教室すまいるあっぷ運営事業(地域介護予防活動支援事業) ・地域リハビリテーション活動支援事業

上記事業計画の詳細、令和8年度収支予算については、新十津川町社会福祉協議会のホームページで公開しています。

新十津川社協予算　検索

入院した場合

知ってる?介護保険サービス Q&A

Q 入院中にヘルパーや訪問リハビリの利用はできるの?

A 原則自宅に居る時に利用できるサービスのため、入院中は利用できません。

Q 入院中の福祉用具(手すりや歩行器など)の利用料はどうなるの?

A 入退院した時期によっては利用料が半月分になったり、1カ月分掛からないこともあります。例外として自立支援ベッド(木製ベッド)は介護保険適用外のため、レンタルしている時はベッドが置いてある期間は1カ月分の利用料が掛かります。

※**入院すると医療保険が優先**となり、**退院するまでは介護保険サービス**は利用できません。
退院してからのサービス利用再開になります。
詳しくは担当のケアマネジャーにご確認ください。

今年の まんまるカフェ

【と　き】毎月第3金曜日
午前10時～11時30分
◎開催予定日
4/17　5/15　6/19　7/17
8/21　9/18　10/16　11/20
12/18　1/15　2/19　3/19

【ところ】農村環境改善センターみらいえ

【参加費】各回200円

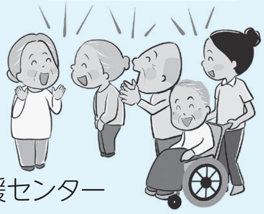

【申込先】地域包括支援センター
宮本･古島　☎72-2030

まんまるカフェは、高齢者や認知症の方、その家族や地域住民の方などが楽しく過ごす居場所として、月1回開催しています。参加ご希望の方は、お電話でお申し込みください。

「みらいえ」ぜひご利用ください

「みらいえ」では貸館を行っています。会議や研修、室内レクなどにご利用いただけます。

使用にあたっては、事前予約が必要です。社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。なお本会のホームページでも予約状況を公開しています。

「みらいえ」利用料一覧表

区分		多目的ホール	ステージ	研修室
9時から21時まで（1時間あたり）	町内者（高校生以上）	1,800円	300円	400円
	町外者	3,600円	500円	800円
上記以外（1時間あたり）	町内者（高校生以上）	3,600円	600円	800円
	町外者	7,200円	1,000円	1,600円

注1:1階和室、2階和洋室の貸出は行っていません。
注2:中学生以下の町民は、無料です。
注3:営利利用などは、別途上乗せ料金が必要です。詳細はお問い合わせください。

ご厚情感謝申し上げます

●社会福祉協議会へ

◆松原幸子様（橋本区）　5万円
故 眞様生前のお礼

◆関山義雄様（大和区）　1万円
故富子様生前のお礼

◆光臺寺　秋山智様　座布団
地域貢献のため

～老人クラブ連合会～

小・中学校への雑巾寄贈

3月25日、新十津川町老人クラブ連合会(会長　乗松政勝)より、町内の小･中学校へ手作りの雑巾約190枚が届けられました。会員が子どもたちのために、一枚一枚心を込めて縫い上げたもので、両校長からは感謝の言葉が寄せられました。

小学校

中学校